

「法第34条第14号」の許可基準

別表 法第34条第14号の対象とする公益施設

| 公共施設 | 根拠法令 | 具体例 |
|--|---|---|
| 学校教育法による学校 | 学校教育法 第1条 | 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園、義務教育学校 |
| 社会福祉施設 社会福祉法第2条第2項（第1種社会福祉事業）、第3項（第2種社会福祉事業） 及び更生保護事業法第2条第1項（更生保護事業）である建築物 | 生活保護法第38条 児童福祉法 第6条の2の2 第6条の3第3項 第6条の3第10項 第7条 第7条第1項 第21条の9 | 救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設 児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設 （児童発達支援、放課後等デイサービスの用に供する施設に限る。） 「子育て短期支援事業」の用に供する建築物 （規則第1条の4で、規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等において実施されるものに限る。） 「小規模保育事業」の用に供する建築物 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター 保育所（第35条に基づくものに限る） 「子育て支援事業」の用に供する建築物 |
| | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第2条第6項 | 認定こども園の用に供する建築物 （市の所管部局と調整が図られ、同法第2条第6項に規定されるものに限る。） |
| | 介護保険法 第8条 第14項 第15項 第16項 第17項 第18項 第19項 第20項 第21項 第22項 第23項 第8条の2第12項 第13項 第14項 第15項 | 「地域密着型サービス事業」のうち以下の用に供する建築物 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 看護小規模多機能型居宅介護 「地域密着型介護予防サービス事業」のうち以下の用に供する建築物 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） |

| 公共施設 | 根拠法令 | 具体例 |
|--|---|---|
| 社会福祉施設 社会福祉法第2条第2項（第1種社会福祉事業）、第3項（第2種社会福祉事業）及び更生保護事業法第2条第1項（更生保護事業）である建築物 | 老人福祉法 第5条の2第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項 第5条の3 | 「老人居宅生活支援事業」のうち以下の用に供する建築物 「老人居宅介護等事業」（定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に限る。） 「老人デイサービス事業」（特別養護老人ホームに併設されるもの、又は、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護に限る。） 「老人短期入所事業」（特別養護老人ホームに併設の場合に限る。） 「小規模多機能型居宅介護事業」 「認知症対応型老人共同生活援助事業（グループホーム）」 「複合型サービス福祉事業」 「老人福祉施設」 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター |
| | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第5条第1項 第6項 第7項 第8項 第10項 第11項 第12項 第13項 第14項 第15項 第16項 第17項 第27項 | 「障害福祉サービス」を行う事業のうち以下の用に供する建築物 療養介護 生活介護 短期入所（ショートステイ） 施設入所支援 障害者支援施設 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助（グループホーム） 地域活動支援センター |
| | 売春防止法第36条 | 婦人保護施設 |
| | 母子及び父子並びに寡婦福祉法 第38条 第39条第2項 第3項 | 母子・父子福祉施設 母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム |

| 公共施設 | 根拠法令 | 具体例 |
|--|----------------------------------|--|
| 社会福祉施設 社会福祉法第2条第2項（第1種社会福祉事業）、第3項（第2種社会福祉事業）及び更生保護事業法第2条第1項（更生保護事業）である建築物 | 身体障害者福祉法 第5条 第4条の2第3項 | 「身体障害者社会参加支援施設」 身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設（同法第29条の厚生労働大臣が定めた基準に適合するものに限る。） 「介助犬訓練事業」及び「聴導犬訓練事業」の用に供する建築物 |
| | 知的障害者福祉法 第12条 | 知的障害者更生相談所 |
| | 更生保護事業法 第2条 | 更生保護施設 |
| 医療施設である建築物 | 医療法 第1条の5第1項 第2項 第2条第1項 | 病院 診療所 助産所 |

附則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。